

第2章

都立盲・ろう・養護学校等の 適正な規模と配置

第2章 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置

1 個に応じた新たなタイプの学校づくり

【現状と課題】

近年、障害者の資格・免許の取得などの欠格条項の見直し、特例子会社の設置、知的障害者の雇用促進及び職業の安定を図るジョブコーチ（「職場適応援助者」）の導入など、社会のノーマライゼーションの進展に伴い、障害のある人たちの社会参加の機会等が拡充されつつあります。

こうした社会状況の中、例えば、知的障害養護学校高等部職業学科に定員の3倍を超える応募者があることや、ろう学校で学ぶ生徒の大学等への進学希望者が増えつつあることなど、将来の社会参加・自立に向けて、都立盲・ろう・養護学校の教育に寄せる保護者や都民の期待が高まっています。

一方、現在の都立盲・ろう・養護学校においては、障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、障害の状態や程度、将来の進路希望等が異なる様々な教育ニーズを有する生徒が学校生活を共にしており、個々のニーズに応じた教育を十分に行うことが難しいといった状況が生じています。

そのため、障害のある児童・生徒の社会参加・自立に向け、今後、都立盲・ろう・養護学校で学ぶ児童・生徒一人一人の障害の程度や進路希望等に基づく教育ニーズに適切に対応できる教育環境の整備を推進していくことが課題となっています。

【改善の方向及び計画】

(1) 知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置

主に中学校の通常の学級や心身障害学級から進学してくる、知的障害が軽い生徒を対象として、専門学校等への進学も含め、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的とした高等部を設置します。新しいタイプの高等部には、企業就労をめざす職業学科（仮称）と資格取得等を目的とした進学をめざす普通科（仮称）を設置します。

職業学科（仮称）では、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般企業への就職をめざした教育を行います。

また、資格取得のための進学をめざす普通科（仮称）においては、新たな教育課程の開発・研究を進め、教科指導の充実を図るなどの特色ある教育活動を行います。

なお、障害が軽い生徒を対象とした高等部は通学区域は設けず、都内全域から生徒を募集（定員制）します。また、既存の青鳥養護学校都市園芸科と南大沢学園養護学校産業技術科の2つの職業学科は、新しく開校する学校に発展的に統合します。

障害が軽い生徒に対応した知的障害養護学校高等部は、第一次実施計画において、永福学園養護学校（仮称）、青梅東学園養護学校（仮称）、南多摩地区学園養護学校（仮称）の3校を設置します。第二次実施計画以降については、今後、生徒の動向や地域バランス等を踏まえ、新たな設置計画を検討していきます。

内 容 開校予定年度	設置場所	年 度 別 計 画			
		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
永福学園養護学校 (仮称)	都立永福高校 跡地	基本計画検討 委員会(知)	基本設計(知) 実施設計(知)	工事(知)	開校(知)
平成19年度(知) 平成21年度(肢)			基本設計(肢)		
青梅東学園養護学校 (仮称)	都立青梅東高 校跡地	基本計画検討 委員会(知)	基本設計(知・肢)	実施設計 (知・肢)	工事(知・肢)
平成21年度(知・肢)			基本設計(肢)		
南多摩地区学園養護 学校(仮称)※	南大沢学園養 護学校	基本計画検討委員 会(知)	基本計画検討委員 会(知)	基本設計(知)	実施設計(知)
平成22年度(知)					

※ 南大沢学園養護学校を知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部単独校とするに当たっては、多摩養護学校を知・肢併置型養護学校とし、知的障害教育部門の高等部に、職業類型（福祉コース等）を設定する。

(2) 知的障害教育部門・肢体不自由教育部門を併置する学校の設置

障害が重複する児童・生徒に対する教育内容・方法の充実を図るため、自立活動の指導など、それぞれの教育部門の専門性を相互に活用することを目的として、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校を設置します。なお、両教育部門は、それぞれの障害種別における教育の専門性を十分に確保するとともに、児童・生徒の安全面にも十分に配慮した設置・運営形態とします。

また、これにより、現在の肢体不自由養護学校の通学区域を縮小し、スクールバスの乗車時間の縮減を図ります。

内 容 設置予定年度	設置場所	年 度 別 計 画			
		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
永福学園養護学校 (仮称)	都立永福高校 跡地	基本計画検討 委員会(知)	基本設計(知) 実施設計(知)	工事(知)	開校(知)
平成19年度(知) 平成21年度(肢)			基本設計(肢)		
青梅東学園養護学校 (仮称)	都立青梅東高 校跡地	基本計画検討 委員会(知)	基本設計(知・肢)	実施設計 (知・肢)	工事(知・肢)
平成21年度(知・肢)			基本設計(肢)		
多摩養護学校※	多摩養護学校			基本設計(知)	実施設計(知)
平成19年度(知)					

※ 南大沢学園養護学校の普通教室不足を早期に解消するため、平成19年度から、多摩養護学校において、知的障害教育部門を設置する。

(3) 中高一貫型ろう学校の設置（新規）

中学部・高等部の6年間を見通した教育課程を編成し、大学進学等をめざす中高一貫型教育を行う中央ろう学校（仮称）を設置します。中央ろう学校（仮称）は、生徒や保護者の早期開校への要望にこたえるため、新校舎（現杉並ろう学校敷地内）が竣工（平成21年度）するまでの間、中学部は大塚ろう学校内に、高等部は石神井ろう学校内に暫定的に設置（平成18年度開校）します。

内 容 開校予定年度	設置場所	年 度 別 計 画			
		16年度	17年度	18年度	19年度
中央ろう学校（仮称） 平成18年度	杉並ろう学校	基本計画検討 委員会	→	開校 設置場所（暫定） 中：大塚ろう学校 高：石神井ろう学校	
平成21年度設置 杉並ろう学校敷地へ移転			基本設計	実施設計	工事

(4) 病弱養護学校高等部の設置（新規）

都立高校等へ進学した後、病気のために長期欠席や中途退学を余儀なくされる生徒たちが、医療・生活管理体制の整った学校で、後期中等教育段階にある生徒にふさわしい教育を受けることができるよう、平成18年度に病弱養護学校高等部を久留米養護学校（全寮制）に設置します。

内 容 開校予定年度	設置場所	年 度 別 計 画			
		16年度	17年度	18年度	19年度
久留米養護学校高等 部の設置 平成18年度	久留米養護 学校	教育課程の開発 研究	→	高等部設置	

2 都立盲・ろう・養護学校の適正な規模と配置

【現状と課題】

現在、都立盲・ろう・養護学校の在籍者数は、盲学校、ろう学校においては減少傾向にあり、知的障害養護学校においては増加傾向にあります。そのため、とりわけ、ろう学校においては児童・生徒等の減少から集団活動による教育活動の活性化や聴覚障害教育に関する専門性の維持・向上を図ることが困難な状況にあるとともに、余裕教室も生じています。

その一方で、知的障害養護学校においては在籍者数の増加から特別教室や管理諸室の転用によって普通教室を確保せざるを得ない状況にあり、円滑な教育活動に支障をきたしています。知的障害養護学校においては今後も在籍者数の増加が見込まれることから、普通教室の確保等が極めて緊急性の高い課題となっています。

また、肢体不自由養護学校の場合、知的障害養護学校に比べて学校数が少ないために広範な通学区を設定せざるを得ないことや交通渋滞などにより、スクールバスの長時間乗車が課題となっていま

す。

こうしたことから、児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化等に対応する個に応じた新たなタイプの学校づくりも含め、都立盲・ろう・養護学校全体の中で規模と配置の適正化を推進していくことが課題となっています。

《都立盲・ろう・養護学校在籍児童・生徒等数》

	昭和 35 年度	平成 5 年度	平成 16 年度	平成 19 年度	平成 27 年度
盲学校	390 人	259 人	265 人	255 人	229 人
ろう学校	1,520 人	720 人	591 人	626 人	597 人
肢体不自由	388 人	1,817 人	1,939 人	2,090 人	1,928 人
知的障害	193 人	3,895 人	5,149 人	5,467 人	6,158 人
病 弱	170 人	99 人	67 人	75 人	91 人
合 計	2,661 人	6,790 人	8,011 人	8,513 人	9,003 人

【改善の方向及び計画】

(1) 都立盲・ろう・養護学校の適正な規模と配置の基本的な考え方

ア 都立盲・ろう・養護学校全体での対応

各障害種別の学校数や在籍者数の増減、地域バランス等に配慮しながら、都立盲・ろう・養護学校全体で規模と配置の適正化を図ります。

また、都立盲・ろう・養護学校で学ぶ児童・生徒の障害の程度等に応じた対応ができるよう、新たなタイプの学校づくりを進めながら、規模と配置の適正化を図ります。

イ スクールバスの通学時間の短縮

特に、肢体不自由養護学校については、現在、平均 72 分を要しているスクールバス利用の乗車時間を平成 27 年度までに平均 60 分程度とすることを目標に、規模と配置の適正化を図ります。

なお、通学手段検討委員会での結果を踏まえ、平成 19 年度当初までには、90 分以上のスクールバス路線はすべて解消します。

ウ 都立高校跡地等既存施設の有効活用

都立高校改革の結果、閉校となる学校の跡地等を有効に活用しながら、規模と配置の適正化を図ります。

(2) 都立盲・ろう・養護学校の配置計画の概要

第一次実施計画における都立盲・ろう・養護学校の配置については、高校跡地等を活用した新しいタイプの知的障害養護学校の設置やろう学校の再編整備により閉校となるろう学校の施設を活用した知的障害養護学校の設置等を行っていきます。

本計画完成時（平成 27 年度）の学校数は、児童・生徒数の動向や国の法改正等によって変動する場合がありますが、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の併置化等により、現行（平成 16 年度）規模程度としていきます。

《第一次実施計画》

障害種別	平成 16 年度	平成 19 年度末	第一次実施計画完成時
盲・ろう・養護学校	55 校 1 分校	53 校 1 分校	56 校 1 分校
盲学校	4 校	4 校	4 校
ろう学校	8 校	4 校	4 校
養護学校	43 校 1 分校	45 校 1 分校	48 校 1 分校
知的障害養護学校	28 校 1 分校	30 校 1 分校	31 校 1 分校
肢体不自由養護学校	12 校	11 校	11 校
知・肢併置校	2 校	3 校	5 校
病弱養護学校	1 校	1 校	1 校

(3) 盲学校の適正な規模と配置

盲学校については、視覚障害の特性に伴う児童・生徒等の通学の安全の観点から、現在設置されている 4 校(幼・小・中設置校:葛飾・久我山、幼・小・中・高設置校:八王子、高単独校:文京)の設置は、全都的な配置バランスが保たれていると考えており、第一次実施計画においては現状を維持します。

今後、第二次実施計画の策定に向けては、都立盲・ろう・養護学校全体の児童・生徒等の動向等を踏まえ、これからの盲学校の在り方に関する検討も含めて、盲学校の適正な規模と配置について検討していきます。

(4) ろう学校の適正な規模と配置

ア ろう学校の現状と課題

ろう学校の在籍者は、昭和 34 年度の 1,521 人をピークに減少を続け、平成 16 年度には 591 人となっています。現在 8 校設置されているろう学校の多くでは、在籍者の減少から適切な学級・学校規模を確保することが難しく、教育活動の活性化、児童・生徒等の社会性の育成、教育の専門性の維持・向上に支障をきたす状況が生じています。

そのため、ろう学校の在籍者の減少に対応し、教育活動の活性化や聴覚障害教育の専門性の維持・向上等を図るために、規模と配置の適正化を推進します。

イ 実施内容

- 中央ろう学校(仮称)を、平成 18 年度に開校します。開校に当たっては、中学部を大塚ろう学校に、高等部を石神井ろう学校に暫定設置します。中学部・高等部の新校舎(現杉並ろう学校敷地)への移転は、平成 21 年度の予定です。
- 葛飾ろう学校、立川ろう学校(幼・小・中・高・専)は、職業教育に重点を置く学校とします。
- 大塚ろう学校(幼・小)は、早期教育に重点を置く学校とします。なお、中学部は、平成 18 年度に中央ろう学校(仮称)に再編します。
- 品川ろう学校、杉並ろう学校及び江東ろう学校の中学部は、平成 18 年度に中央ろう学校(仮称)に再編します。また、品川ろう学校、杉並ろう学校及び江東ろう学校の幼稚部及び小学部は当面の間、大塚ろう学校の分教室として設置し、地域の乳幼児の相談・指導や幼児・児童のろう教育を行う場として、それぞれの現校舎内等に今までと同様、教育の場を確保していきます。

なお、分教室として設置している間は、幼児・児童の新入生等の受入れを継続していきますが、集団による教育活動の確保は重要であることから、新入生が2年間続けて3名に満たないような場合には、それ以降は募集を停止していく予定です。

また、分教室を統合した後も、聴覚障害のある乳幼児が専門的な指導を継続して受けることができるよう、近隣の養護学校等に教室を確保し、医師、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家が巡回する教育相談を実施していきます。

- 大田ろう学校、石神井ろう学校は、専攻科を平成16年度に、普通科を平成17年度にそれぞれ募集停止します。
- ろう学校の就学前教育相談・早期教育の充実（再掲）（新規）

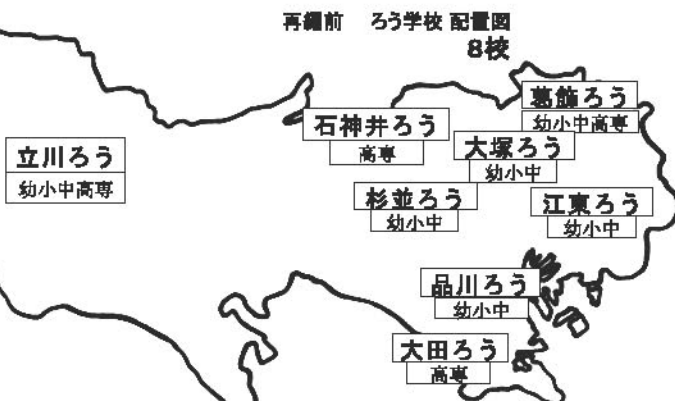
ウ 第一次実施計画

学校名 開校等予定	学部	新校名 設置場所	年度別計画			
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
中央ろう学校 (仮称) H18 年度開校 H21 年度設置 (移転)	中 高	中央ろう学校 (仮称)	・基本計画検 討委員会 →	・基本設計	・実施設計 開校 設置場所(暫定) 中:大塚ろう 高:石神井ろう	・工事
H18 年度開校 H21 年度設置 (移転)		杉並ろう学校 敷地				
葛飾ろう学校	幼・小 中 高(普) 高(専)	現状どおり	}			
立川ろう学校	幼・小 中 高(普) 高(専)	現状どおり	}			
大塚ろう学校	幼	現状どおり	}			
	小		}			
	中				中央ろう (仮称) へ再編	
品川ろう学校	幼	大塚ろう学校			開 室 →	
	小	品川分教室			(H20 城南養護学校へ移転予定)	
	中				中央ろう (仮称) へ再編	
杉並ろう学校	幼	大塚ろう学校			開 室 →	
	小	杉並分教室			(H21 永福学園養護(仮)へ移転予定)	
	中				中央ろう (仮称) へ再編	
江東ろう学校	幼	大塚ろう学校			開 室 →	
	小	江東分教室				
	中				中央ろう (仮称) へ再編	
石神井ろう学 校	高・普				中央ろう (仮称) へ再編	
	高・専			閉課程	葛飾ろう・立川ろ うへ再編	
大田ろう学校	高・普				中央ろう (仮称) へ再編	
	高・専			閉課程	葛飾ろう・立川ろ うへ再編	

ろう学校の再編について

現在

幼小中	大塚ろう学校	北部
	江東ろう学校	東部
	品川ろう学校	南部
	杉並ろう学校	西部
高・専	大田ろう学校	南部
	石神井ろう学校	北部
幼小中 高専	葛飾ろう学校	区部
	立川ろう学校	多摩



平成 18 年度

再編整備後

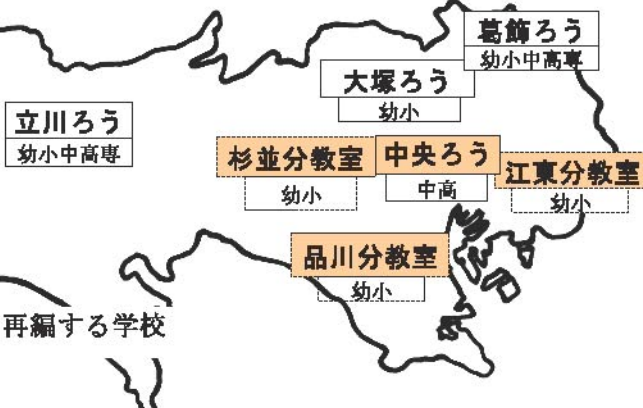
再編整備

幼・小	大塚ろう学校	当面の間
	江東分教室	
	品川分教室	
	杉並分教室	
中・高	中央ろう学校 (仮称)	中：大塚ろう学校内 高：石神井ろう学校内
	葛飾ろう学校	
幼小中 高専	立川ろう学校	

平成 21 年度

幼・小	大塚ろう学校	当面の間
	江東分教室	
	品川分教室	
	杉並分教室	
中・高	中央ろう学校 (仮称) (中高一貫型)	
幼小中 高専	葛飾ろう学校	
	立川ろう学校	

再編後 ろう学校 配置図
4校 (3分教室)



(5) 知的障害養護学校の適正な規模と配置

ア 知的障害養護学校の現状と課題

知的障害養護学校の在籍者は、平成8年度の3,683人を下限に以後増加を続け、平成16年度には5,149人となっています。なかでも高等部の在籍者の増加と障害の多様化が顕著であり、こうした傾向は今後も続くものと見込まれています。

各学校においては、こうした状況の中、児童・生徒一人一人の障害の程度や将来の進路希望等に基づく個に応じた教育をより一層推進する必要がありますが、在籍者の増加による普通教室の確保を特別教室や管理諸室の転用によって対応しており、円滑な教育活動に支障をきたす状況が生じています。

今後の児童・生徒数の増加により、平成27年度の時点でおおよそ470教室程度が不足すると推測しており、児童・生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応できる教育環境の整備が急務となっています。

イ 実施内容

- 知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部として、永福学園養護学校(仮称)、青梅東学園養護学校(仮称)、南多摩地区学園養護学校(仮称)を設置し、それぞれの学校において職業的自立をめざす職業学科(仮称)と、資格取得を目的とした進学をめざす普通科(仮称)を開設します。
- 在籍者の増加による普通教室の確保及び教育環境の改善を図るために、大田地区(現大田ろう学校敷地)に知的障害養護学校高等部(単独校)を、品川地区(現品川ろう学校敷地)に小学部・中学部を置く知的障害養護学校を、江東地区(現江東ろう学校敷地)に小学部・中学部を置く知的障害養護学校をそれぞれ設置します。

ウ 第一次実施計画

知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部3校の設置と多摩養護学校(現在肢体不自由単独校)に知的障害教育部門を加えて併置校にするほか、次のとおり、新たに知的障害養護学校を設置します。

内容	設置場所	年度別計画			
		16年度	17年度	18年度	19年度
大田地区養護学校(仮称)	大田ろう学校		工事	開校	
平成18年度			実施設計(改修)	工事 →	
品川地区養護学校(仮称)	品川ろう学校				基本設計
平成23年度					
江東地区第二養護学校(仮称)	江東ろう学校				基本設計
平成24年度					

エ 分校の本校化への対応（新規）

青島養護学校久我山分校については、今後の児童・生徒数の動向や国の法改正の動向を考慮し、「本校化に関する検討委員会（仮称）」を平成 17 年度に設置し、本校化について検討していきます。

(6) 肢体不自由養護学校の適正な規模と配置

ア 肢体不自由養護学校の現状と課題

肢体不自由養護学校の場合、知的障害養護学校に比べて学校数が少ないために広範な通学区域を設定せざるを得ないことや交通渋滞などから、スクールバスの乗車時間が長時間（平均 72 分、最長 105 分）に及ぶ児童・生徒が増えています。障害が重度・重複化する中、長時間のスクールバスの乗車は、児童・生徒の心身にかかる負担が大きいものがあります。

こうしたことから、肢体不自由養護学校の児童・生徒の通学負担を軽減するために、学校配置の適正化を図ることが課題となっています。

イ 実施内容

- 永福学園養護学校（仮称）に肢体不自由教育部門（小・中・高）を設置し、主に光明養護学校の通学区域の縮小を図ります。
- 青梅東学園養護学校（仮称）に肢体不自由教育部門（小・中・高）を設置し、主にあきる野学園養護学校の通学区域の縮小を図ります。

ウ 第一次実施計画

※ 1 (2) 参照 (41 ページ)

(7) 病弱養護学校の適正な規模と配置

病弱養護学校については、児童・生徒の減少に伴い、平成 15 年度末に片浜養護学校を閉校し、久留米養護学校に統合しました。久留米養護学校には、入院は要しないものの、継続的に医療・生活規制を必要とする生徒や保護者のニーズにこたえるために、平成 18 年度に高等部を開設します。

また、病気で入院している児童・生徒の教育のより一層の充実に向けて、病院内の分教室や病院訪問教育の在り方についても、今後検討を進めていきます。

(8) 学校規模及び運営に関する検討（後掲<64 ページ>）（新規）

3 寄宿舎の適正な規模と配置

【現状と課題】

現在、都立盲・ろう・養護学校に設置されている 11 舎の寄宿舎は、通学が困難な児童・生徒等に宿舎を提供し、就学を保障することを目的として設置しています。都教育委員会は、これまで学校の増設及びスクールバスの整備を図りながら、「通学困難」の解消に努めてきました。この結果、「通学困難」を理由とする寄宿舎への入舎は、平成 15 年度では全体の 5.1%となっています。また、入舎生数も減少しており、平成 15 年度の年間の宿泊率は 38.8%であり、1 日当たりの宿泊人員が 11 舎中 8 舎で定員の半数に満たない現状があります。今後も、都立盲・ろう・養護学校の適正な規

模と配置の実施及びスクールバスの一層の整備により、寄宿舎への入舎対象者がますます減少していくことが予想されます。

こうしたことから、寄宿舎の利用を適正化し、一部を普通教室に転用するなど、課題の解決に向けて寄宿舎の規模と配置の適正化を図っていくことが必要となっています。

【改善の方向及び計画】

(1) 寄宿舎の適正な規模と配置の基本的な考え方

- 都立盲・ろう・養護学校の適正な規模と配置の実施等により通学区域が縮小され、「通学困難」を理由とする寄宿舎への入舎対象者がますます減少していくと推測されるため、寄宿舎の配置数を段階的に減らしていきます。平成16年度現在11舎ある寄宿舎を、本計画完成時の平成27年度までには、5舎にしていく予定です。
- 視覚障害のある児童・生徒等の受入れをする寄宿舎については、障害の特性に配慮し、通学の安全確保のために地域性を考慮した配置とします。
- 島しょ地区に在住する児童・生徒等の受入れのため、各障害種部門の寄宿舎を配置し、対応できるよう配慮します。
- 寄宿舎の施設・設備の安全性及び機能性等を十分に確保した上で、複数の障害種部門を併置する設置形態を導入していきます。
- 寄宿舎は、現在のように寄宿舎を設置している学校の児童・生徒等のみが利用できるものから、寄宿舎が設置されていない学校の児童・生徒も、寄宿舎へ入舎する必要が生じた場合に、同一の障害種部門の寄宿舎であれば、原則として寄宿舎設置校へ転学の上で入舎できるようになります。また、その際の転学手続はできる限り速やかに進めます。

(2) 入舎基準の見直し

寄宿舎の利用については、原則として、「通学困難」による入舎に限定していきます。

「通学困難」は次の場合を指します。

ア 島しょ地区に在住する児童・生徒等

イ 常に90分以上の通学時間を要する児童・生徒等

ウ 上記ア及びイのほか、寄宿舎の入舎により通学における安全性を確保する必要がある場合

当面は、家族に複数の障害児（者）がいたり、保護者が長期の病気や家族の介護等の理由により通学の付添いが困難であり、かつ長期で継続的な場合等の理由に限定し入舎を認めていきます。

なお、新たな入舎基準は、すべての寄宿舎に平成19年4月1日から適用します。

(3) 適正な配置の効果

閉舎後は、普通教室等に転用するなど障害のある児童・生徒等のために有効に活用していきます。

(4) 適正な配置に当たって配慮すべき点

ア 児童・生徒等に対する通学時間の負担軽減（後掲<61 ページ>）（新規）

「通学困難」を解消していくため、スクールバス等の通学手段の一層の整備に努めていきます。

イ 障害のある児童・生徒の社会参加・自立を目指した指導の推進（再掲<30 ページ>）

学校内に生活訓練施設が未整備の学校については、生活訓練施設を整備し、生活指導や宿泊行事等の内容の充実を図り、児童・生徒一人一人の社会参加・自立に向けた、計画的・継続的な指導を行っていきます。

また、今後は、寄宿舎を長期休業中等に弾力的に活用できるようにし、生活訓練の充実を図っていきます。

(5) 第一次実施計画

内 容	第一次実施計画				長期計画
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
閉舎予定年度					
入舎基準の規則改正			改正	実施	→
青鳥養護学校寄宿舎			閉 舎		
平成18年度末 平成21年度普通教室等 の供用開始			普通教室等の 実施設計	工 事	
八王子養護学校寄宿舎				閉 舎	平成20年度当初 八王子盲学校寄 宿舎と組織統合
平成19年度末					

※ 現在、八王子盲学校及び八王子養護学校の両寄宿舎は、合築された建物の中でそれぞれが管理・運営を行っています。今後、平成 19 年度末に八王子養護学校の寄宿舎を閉舎し、八王子盲学校が、盲・知ともに一括運営していくこととなりますが知的障害部門も視覚障害部門も受入れていく機能に変更はありません。

4 校外教育施設の見直し

【現状と課題】

都立盲・ろう・養護学校に在学する児童・生徒の生活訓練を行うために設置されている校外教育施設は、現在、土肥臨海学園（静岡県伊豆市）と聖山高原学園（長野県更級郡大岡村）の2箇所があり、基本的な生活習慣の確立、学習体験の拡大等を目的とする移動教室の宿泊施設として利用されています。

しかし、利用率が低下（平成 15 年度年間宿泊稼働率「土肥：24.3%」、「聖山：34.2%」）していることや、両校外教育施設とも開設から 30 年以上が経過して施設・設備が老朽化していることなどから、校外教育施設の在り方について見直すことが課題となっています。

【改善の方向及び計画】

(1) 校外教育施設の閉所

利用率低下の背景には、児童・生徒の障害の重度・重複化や保護者などの多様なニーズに対応するために、移動教室の宿泊施設を両校外教育施設に限らず幅広く選定する学校が増えてきたことや、民間施設や他の公的施設が整備され、障害のある児童・生徒の受入れが進んできたことなどがあると考えられます。

また、利用率が低下する中、近年では両校外教育施設の修繕経費等の施設維持費が増大していることなども踏まえ、土肥臨海学園及び聖山高原学園を閉所します。

(2) 学校外活動の充実（再掲<29 ページ>）（新規）

今後は、児童・生徒及び保護者の多様なニーズに対応するため、宿泊施設の情報に関するデータベースの作成や、医師や臨時介助員等の付き添い範囲の拡大を図り、都立盲・ろう・養護学校における移動教室等の宿泊行事の充実を支援し、より安全に宿泊を伴う学校外活動が実施できるよう対応を進めます。

内 容	年度別計画			
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
閉所予定年度				
土肥臨海学園 平成16年度末閉所	閉所			
聖山高原学園 平成18年度末閉所			閉所	

項 目	第一次実施計画					長期計画
	16年度	17年度	18年度	19年度	20~25年度	
	学校外活動の充実	民間施設等の情報提供(データベース化)				
		医師や臨時介助員等の付き添い範囲の拡大				→